

沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)に係る企画提案仕様書

1 委託事業名

令和3年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓) 委託業務 (以下、「本事業」という。)

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日(火)まで

3 積算見積について

28,350千円(内6,000千円は海外事務所企画枠) (消費税及び地方交付税含む)

4 委託業務の目的

沖縄県では、沖縄国際物流ハブの機能を活用し、輸出拡大を図るために県産品の認知度向上を図るための物産展や商談会を実施してきた。また、現地のニーズや嗜好にあわせた商品改良、県産品の定番化支援、ニーズを図る調査等を行い県産品の販路拡大を進めてきた。

本事業においては、引き続きアジア地域を対象に、関係する商流構成事業者(※)間の協力・連携による県産品の販路開拓に向けた取組を支援することで、貿易事業の持続・拡大に向けたノウハウやナレッジを蓄積し、これらを県内事業者還元することでさらなる県産品の貿易拡大につなげることを目的とする。

(※) 県内生産者/メーカー、県内貿易商社、海外生産者/メーカー、海外輸入事業者、海外卸・小売事業者を指します。

5 令和3年度委託業務の内容

(1) 国内外コーディネーター及び商流構成事業者と一体となった次の取組み

- ア. 現況把握と販売戦略(短・中期)の策定支援
- イ. 実践支援と実践事業者へのフィードバック(約6か月間)
- ウ. ノウハウやナレッジ等の成功要素の整理、県内事業者への周知用報告書の作成

取組指標：2か国3事例以上(原則、新規開拓とする)

(事例カウント単位例：契約数 OR 売り場確保店舗数 OR 原材料/商材数)

(2) 沖縄県海外事務所(※)が企画する認知度向上や定番化促進に関する取組支援

- ア. 再委託契約や事業経費処理に関する事務処理
- イ. 事業実施報告書のとりまとめ

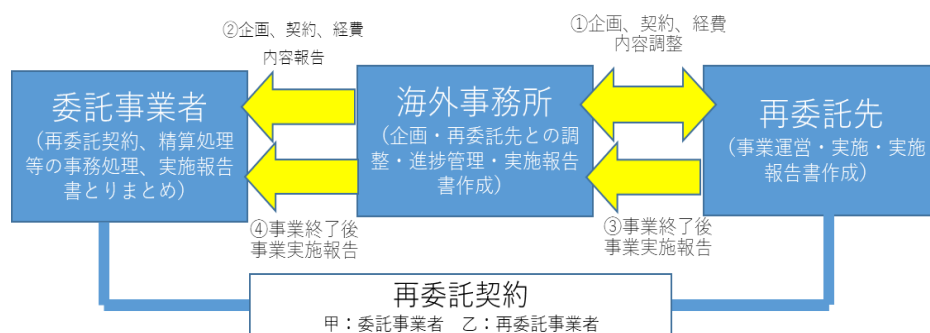
(※) 企画提案を予定する沖縄県海外事務所は、香港、シンガポール、台北、ソウルの4箇所

原則として、再委託先との調整はすべて海外事務所が行いますので、上記5(2)ア、イの取組に対する人件費を見込んでください

- ・事務所毎の予算規模は150万円程度(計600万円)
- ・事務所毎の再委託予定件数は各1件(計4件ですが増減の可能性があります)
- ・事務処理は、経済産業省の委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)を準用します

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf (「経産省 事務処理マニュアル」で検索できます)

<海外事務所企画提案事業スキーム>



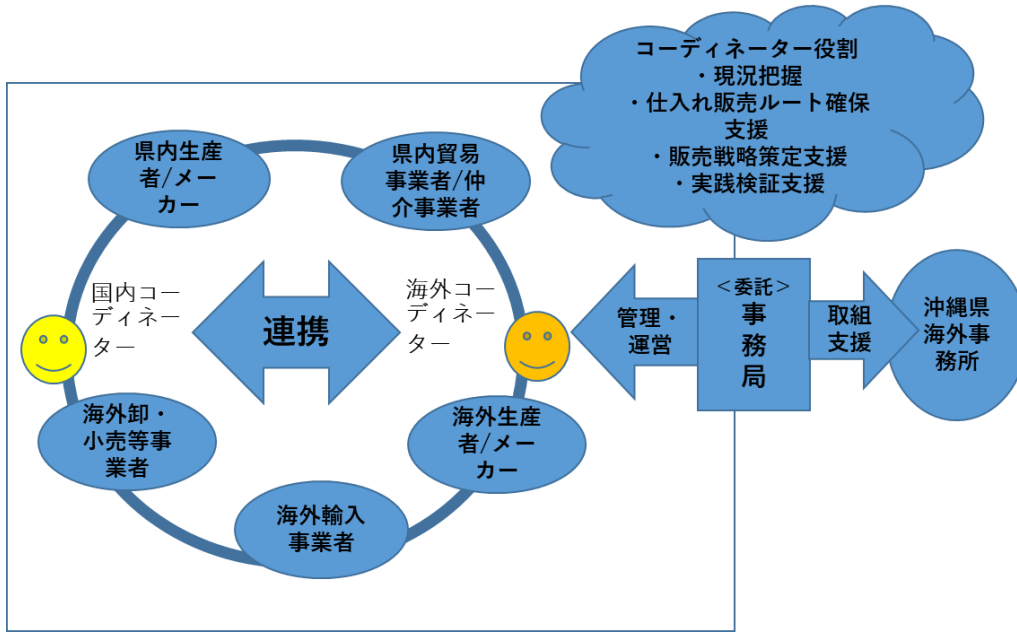
6 企画提案書について

(1) 本企画提案仕様書「5 令和3年度委託業務の内容」に基づき作成してください。

(2) 国内外コーディネーターについて

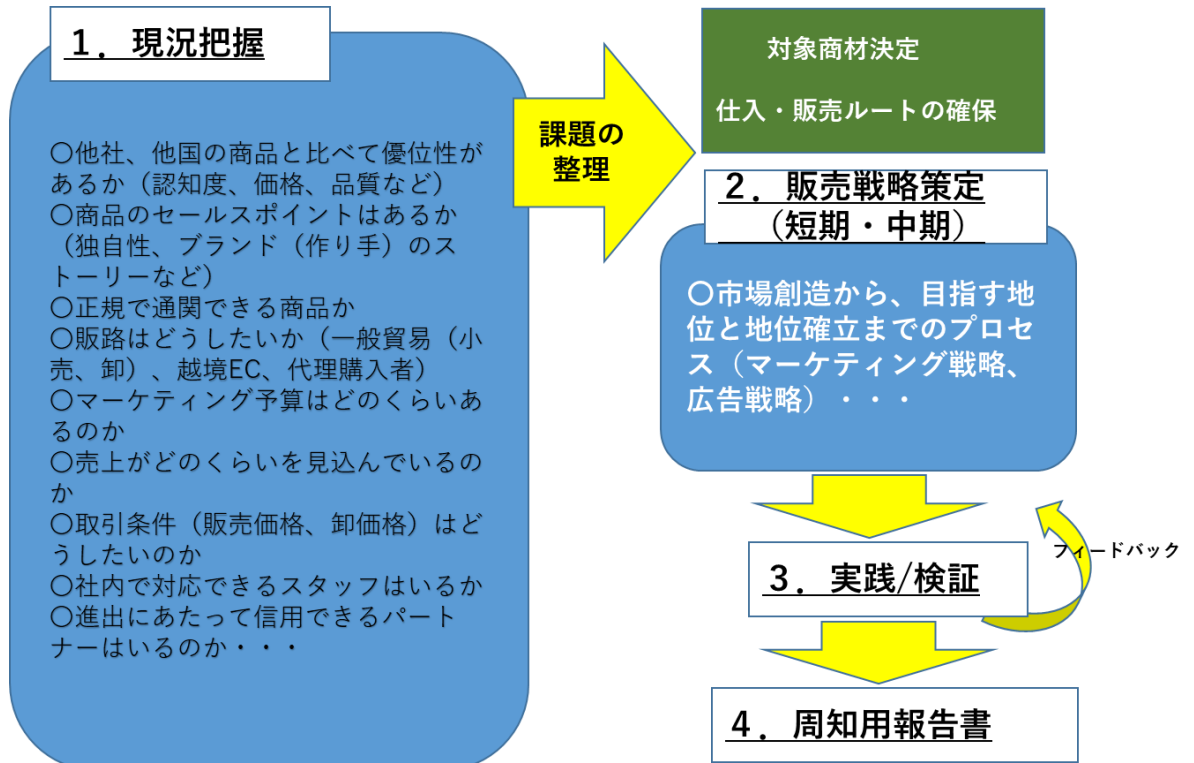
- ① 原則、海外コーディネーターは実践検証する地域に在住している者とします。
- ② 原則、1事例につき国内、海外コーディネーターを各1名配置することとします。
(同一地域で複数事例を実施する場合、兼務可能とします)
- ③ 国内外コーディネーターは、再委託可能とします。
- ④ 再委託上限額は委託業務契約額の1/2を超えない範囲となります
(本企画提案仕様書「10 再委託に関する制限」参照)
⇒海外事務所企画提案の6,000千円も再委託契約にあたります。
国内外コーディネーターを再委託する場合、合計額が委託額の1/2を超えないようご注意ください。
- ⑤ コーディネーターの役割
 - ・ 現況把握
 - ・ 仕入れ販売ルート確保支援
 - ・ 販売戦略策定支援
 - ・ 実証検証支援 等
- ⑥ 想定する費用は次のとおり
 - ・ 人件費
 - ・ 旅費/渡航・現地移動旅費
 - ・ その他/実証販売にかかる経費

<事業関係図>



<事業フロー>

1. 現況把握
2. 販売戦略（短・中期策定）
3. 実践/検証（約6か月間）
4. 周知用報告書



【留意点】

- ・ コロナウイルス感染症に鑑み、海外渡航しなくても本事業が円滑に行える体制を確立すること。
- ・ 商材販促にあたって、県産品ブランドイメージに合致する場合は（ex. 「長寿の島沖縄」等）これらを活用発信することにより、県産品としてのブランド形成に努めること。
- ・ 沖縄県海外事務所（香港、シンガポール、上海・北京、台湾、ソウル事務所）との連携を密にし、商流構成事業者と一体となった取組みにおいても現地出張の際の関係者訪問時には原則当該地域を所管する県海外事務所スタッフに同行を求めるとともに、主要なメールでのやりとりは関係者を同報（CC）に入れ情報共有に努めること。

海外事務所担当区域

香港	香港・マカオ特別行政区政府
シンガポール	シンガポールその他東南アジア地域、インド及びオーストラリア
上海/北京	中華人民共和国、ロシア、モンゴル
台北	台湾
ソウル	大韓民国

7 業務の実施状況、完了報告に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県及び海外事務所に報告すること。
- (2) 県に対し、年間活動、今後の課題を事業完了時に報告すること。（「10 事業の成果品及び著作権」を参照）
- (3) 実際に要しなかった経費があるときは、事業完了時に相当の委託料を減額する。

8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則として、A4 版縦、左綴りとする。
- (2) 提出資料に基づきプレゼンテーションを実施することから、企画提案書の内容について審査員が理解しやすいよう工夫をするとともに、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーション実施時に、資料の追加提出は認めない。
- (4) 1 者あたりのプレゼンテーションの持ち時間は、企画提案の説明 15 分、質疑応答 15 分の計 30 分を予定している。

9 事業の成果品及び著作権

本事業の実績をまとめた報告書を成果品として

県内事業者周知用報告書 30 部（公表前提）、概要版実績報告書を 20 部（公表前提）、実績報告書 20 部及び電子ファイルにて納品すること。なお、実績報告書 20 部については、個別企業名の入った非公表用の完全版を 1 部提出することとし、残り 19 部は個別企業名が特定される表記は避けて作成すること。

なお、当該成果品並びに本事業で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

10 再委託に関する制限

(1)再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」）は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には 10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② イベントを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤ その他、簡易な業務

(2)一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の 1 / 2 を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3)簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
- ⑦ 商談・販促ツール（ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等）の制作
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4)再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5)その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出（県基準を採用する場合）は次のとおりとする。

<一般管理費の算出（県基準を採用する場合）>

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10\% \text{以内}$

11 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収

証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。

- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 業務委託の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。

12 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。